

	ご質問	回答
1	弁護士ドットコムクラウドサインの説明を紙ベースにした書類も資料として欲しい	ホームページに掲載いたしましたので、ご確認ください。
2	クラウドサインのデメリットを教えてください	受信者にとってのクラウドサインのデメリットは少ないと考えております。あえてあげるのであれば、「法令等により電子契約できない書類類型がある」点です。 主に送信者目線となりますが、以下ブログ記事にて電子契約のデメリットをまとめております。 電子契約のデメリット—導入済み企業に聞いた電子契約の注意点とその解決策・対処法： https://www.cloudsign.jp/media/denshikeiyaku-demerit/
3	電子契約利用申出書は全ての案件ごとに提出するのでしょうか？	契約の案件ごとに毎回ご提出をお願いいたします。
4	対象となる契約書の中で協議書とありますが建設業者が電子契約をする場合の担当者1は現場代理人(現場担当者)の方が望ましいでしょうか？	受注者様における担当者につきましては、これまでの紙の契約書の取扱いと同じで差し支えありません。 協議書をクラウドサインで締結するのは、当初契約を電子契約(クラウドサイン)で締結したときに限る運用となりますが、このとき協議書の確認ルートは当初契約と同じとしていただく必要があります。 その点をご理解いただいた上で、担当者の設定につきましては、受注者様において判断していただいて差し支えありません。
5	指名通知書や入札公告で明記とありますが、電子契約の採択の意思表示は入札前に行うのでしょうか？	入札前ではなく、落札者が決定した後、当該落札者へ電子契約とするか紙での契約とするかの意向確認をうるま市担当者から確認させていただきます。

	ご質問	回答
6	電子契約書のなかで不備があった場合の訂正は事業者側で行うのでしょうか？	<p>受注者様において電子契約書の確認の段階で不備があった場合の対応につきましては、次に掲げる方法のうちいずれかの処理をおこなってください。</p> <p>①事業所様の確認の段階で「書類の内容に同意」ではなく「同意せずに却下」を選択し、不備の内容を記載した上で「却下する」を押して操作を完了してください。</p> <p>②市担当者(発注者)へ電話連絡等で不備の内容をお伝えください。うるま市担当者において当該契約書の取り消しを行います。</p> <p>上記のいずれの場合においても、市担当者において契約書を修正し、改めて電子契約の送信をおこないます。</p>
7	建設業でJV案件の場合は全社が電子契約をする必要があるのでしょうか？	JV案件の工事等において電子契約をする場合、紙の契約書と同様に全社の承認(クラウドサインによる同意確認)を必要とします。
8	建設業でJV案件の場合はうるま市→代表企業→構成員の順で確認していくのでしょうか？	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>想定例としては、うるま市(担当者)→代表構成員(担当者)→代表構成員(契約締結権限者)→構成員(担当者)→構成員(契約締結権限者)→うるま市(承認者)の順序でメールが届くことになります。</p>